

平成29年度 事業報告

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関
一般社団法人 電気通信事業者協会

平成29年度事業報告

ユニバーサルサービス制度が稼働してから11年が経過し、支援機関ではこれまで交付金の交付及び負担金の徴収等支援業務を実施してきたが、平成29年度は以下の体制及び実施方法により同業務の円滑かつ適確な推進と制度の更なる定着に努めた。

1 支援業務実施体制の確保

支援業務に関する事務を執り行うため支援業務室に専任の職員として引き続き、室長はじめ3名を配置した。

また、専用事務スペースや諮問委員会等に使用する会議室（共用）を確保するとともに、事務処理用のパソコン、鍵付き書庫など専用の器具及び備品を配備した。

2 支援業務の実施方法

(1) 支援業務諮問委員会の運営

電気通信事業法（以下「法」という。）第113条第2項の規定に基づき、以下のとおり支援業務諮問委員会を開催し、協会会長の諮問事項について審議し、適当である旨の答申を頂いた。

- ① 第34回支援業務諮問委員会（平成29年4月19日開催）
諮問事項：修正合算番号単価等の算定について
- ② 第35回支援業務諮問委員会（平成29年9月19日開催）
諮問事項：番号単価の算定、交付金及び負担金の額等の総務大臣への認可申請等について
- ③ 第36回支援業務諮問委員会（平成30年2月22日開催）
諮問事項：平成30年度事業計画及び収支予算案の作成について

また、支援業務諮問委員会の委員の異動等に伴い、法第113条第3項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて、後任の委員（3名）を会長が任命した。

(2) 交付金の交付及び負担金の徴収に係る業務の適確な実施

合算番号単価は月額2円、修正合算番号単価は月額3円となった。これらの単価を適用して、平成29年度において徴収が必要な金額70億円を負担対象事業者から徴収し、これを適格電気通信事業者に交付金として交付するとともに支援業務費に充当した。

平成29年度の合算番号単価2円は平成29年1月から6月分の算定対象電気通信番号数に、また、修正合算番号単価3円は同年7月から12月分の算定対象電気通信番号数にそれぞれ適用し、各月の番号数分に係る負担金の算定・徴収を行った。

また、次のとおり2名の公認会計士による外部監査を厳正に実施した。

- ① 平成29年5月に平成28年度決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の監査報告書を受理した。
- ② 平成29年11月に平成29年度中間決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の報告を受けた。

(3) 交付金の額及び負担金の額等に係る認可申請等の円滑な実施

関係法令に基づき、以下のとおり合算番号単価及び番号単価（以下「番号単価等」という。）を算定するとともに、交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法の認可申請を行い、申請のとおり認可を受けた。これらの案件については、その都度報道発表を行うとともに関係電気通信事業者への通知等を行った。

① 交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法

平成30年度における交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法について、法第109条第1項及び第110条第2項の規定に基づき平成29年9月20日付けで総務大臣に認可申請を行い、同年11月27日に認可となった。

なお、交付金及び負担金の額の算定に当たっては、平成29年9月8日及び12日に会計監査人（公認会計士2名）による確認監査を受け、「適正なものである」との確認書を受理した。

② 番号単価等の算定

平成29年4月には、総務省告示第429号（平成18年7月31日）に基づき、平成28年9月に算定した番号単価等について、平成29年7月末から12月末までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計等を基に修正番号単価等の算定を行った。その結果、最終算定月が平成30年3

月になると見込まれたことから、番号単価等の修正を行った。

また、平成29年9月に、平成30年の予測算定対象電気通信番号の総数の合計等を基に平成30年度に適用する番号単価等の算定を行い、合算番号単価を2円とした。

(4) 効果的な周知・広報活動の実施

ユニバーサルサービス制度の周知徹底のため、次のような取組を実施した。

① 親子見学・説明会

夏休みの期間を利用した親子見学・説明会を名古屋市内等において平成29年8月に開催した。親子見学・説明会には20組41名の親子が参加し、資料及びDVDによるユニバーサルサービス制度の説明やNTT西日本の通信施設、海上保安庁の中部空港海上保安航空基地等の見学を実施し、ユニバーサルサービスについての理解を深めていただいた。

② 消費者団体等への周知広報

総務省総合通信局等が各地で開催した平成29年度電気通信消費者支援連絡会において資料配布を行った。特に、平成30年3月に大阪市で開催された近畿電気通信消費者支援連絡会においては、ユニバーサルサービス制度の説明、意見交換を行った。

③ 報道発表

平成29年度における番号単価等の修正や平成30年度に適用する番号単価等の算定結果、交付金・負担金の額等の認可申請及び認可についての報道発表を行い情報の公開に努めた。

④ 新聞広告による周知

平成29年7月から適用する修正合算番号単価について同年6月5日から7日まで、平成30年1月から適用する合算番号単価について平成29年12月12日から13日まで、それぞれ全国紙5紙の朝刊に半2サイズの広告を掲載し、ユニバーサルサービス制度に関する周知を行った。

⑤ WEB広告

平成29年7月から適用する修正合算番号単価について同年6月1日から1ヶ月間、また、平成30年1月から適用する合算番号単価について同年1月1日から1ヶ月間、それぞれ共同通信社と全国紙・地方紙の新聞社約50社が共同運営する「47NEWS&アドネットワーク」のポータルサイトにスーパーバナー広告を掲載し、ユニバーサルサービス制度に関する周知を行った。

- ⑥ ホームページ等を活用した周知
支援業務に係る情報は可能な限りホームページ等に掲載し、周知徹底を図った。
ホームページへのアクセス数は月平均8,200回程度であるが、前記WEB広告を行った6月期は16,709回、1月期は10,942回とアクセス数が大幅に増加した。
- ⑦ パンフレット等による周知
平成29年度のユニバーサルサービス制度の概要に係るパンフレットについて、合算番号単価等の修正を踏まえ、6月に5,000枚を追加作成し、また平成30年度のユニバーサルサービス制度の概要に係るパンフレットについて、11月に5,000枚を作成し、それぞれ電気通信事業者及び総務省（総合通信局等を含む。）に配布し、制度の周知を図った。
- ⑧ 負担対象事業者による周知広報活動への支援
平成29年7月及び平成30年1月からそれぞれ適用する番号単価等の額等について共通Q&Aの作成・配布等を行ったほか、事業者説明会を適宜開催するなど、事業者による周知広報活動の支援を行った。

(5) 円滑な問い合わせ対応の実施

電気通信事業者や一般利用者からの問い合わせ等に即応するためコールセンターを開設しているが、平成29年度の問い合わせ状況は合算番号単価の修正が2年連続となったこと等もあり年間127件となり、前年度（200件）より件数は減っているものの、修正がなかった年度（前々年度78件）と比べて、1.6倍の増加となった。

なお、当該問い合わせ対応において、特段の混乱は生じなかった。

3 その他の事項

(1) 独立性の確保

情報の管理を徹底し公正性を担保するため、支援業務を専担する支援業務室に専任の職員を配置することで、組織的独立性を確保した。さらに、明確な区分経理により会計を整理することで、他の業務との会計上の独立性を確保した。

(2) 効率的な業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

支援業務の運営等に関し、関係機関との連携を密にしながら関係職員の業務知識や対処能力の向上を図り、業務執行体制の強化に努めた。また、役員の任期満了に伴う選任及び解任に係る認可申請など法令に基づく所要の手続を遺漏なく実施した。

(3) 情報公開の実施

事業計画及び事業報告、予算及び決算、交付金の交付及び負担金の徴収状況、支援業務諮問委員会の審議模様、番号単価等の算定などの支援機関の情報のほか、負担対象事業者等のユニバーサルサービス料の設定状況などの関連情報もホームページ等を通じて提供し、情報公開に努めた。